フランスの科学技術行政体制
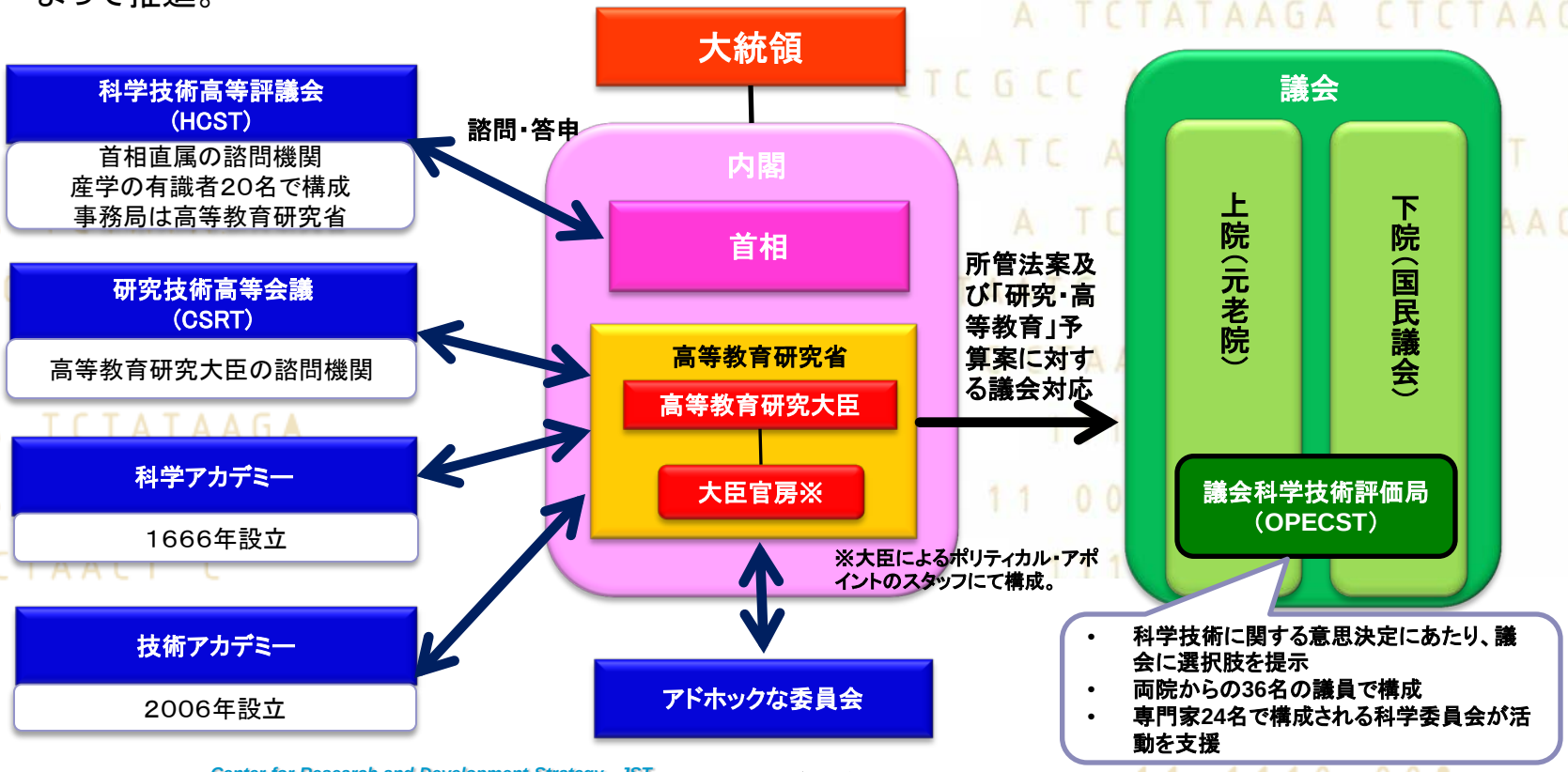
- フランスの科学技術政策は、主に**高等教育研究省**が政府内外の諮問機関、または特定課題対応のためのアドホックな委員会からの助言を得て決定
- 高等教育研究省が、「研究・高等教育(MIRES)」予算案を策定（優先順位付、政府内調整、議会対応を実施）
- フランスの予算制度は、2006年から本格導入された「予算法に関する組織法律（LOLF）」に基づく。
  - LOLFの導入により、省庁縦割りだった国の予算をミッション、プログラム、アクションの三層構造に分類し、プログラム毎に政策達成目標を明示（数値目標等の設置）することにより、予算の事前チェックから事後チェックへと運営を転換。
  - 51の国のミッションの一つが「研究・高等教育」であり、複数省庁にまたがるミッション（MIRES）として、10のプログラム（学際的科学技術研究、宇宙研究、高等教育及び大学研究、エネルギー研究など）を関係省庁によって推進。